

新潟市告示第740号

道路の供用廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を廃止する。

なお、関係図面は告示の日から2週間新潟市土木部土木総務課及び新潟市江南区建設課において、一般の縦覧に供する。

平成19年11月16日

新潟市長 篠田 昭

道路の種類	路線名	区間	供用廃止年月日
市道	亀田1-198号線	新潟市江南区曙町二丁目乙287番1地先から 新潟市江南区曙町二丁目乙283番1地先まで	平成19年11月16日